

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第63回 議事録

1 日時：平成24年4月5日（木）16：00～18：00

2 場所：総務省 合同庁舎2号館 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、中村 伊知哉（主査代理）、雨宮 俊武、井川 泉、
池田 朋之、石井 亮平、伊能 美和子、植井 理行、襟川 恵子、
華頂 尚隆、河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、
高橋 伸子、田胡 修一、田村 和人、長田 三紀、畑 陽一郎、福田 俊男、
藤沢 秀一

（以上21名）

（2）オブザーバー

入江 武彦（テレビ朝日）、竹内 淳（民放連）、山中 弘美（文化庁）

（3）事務局

竹村情報通信作品振興課長

（4）総務省

佐藤政策統括官、阪本官房審議官、黒瀬情報流通振興課長、松本情報流通作品
振興課課長補佐

4 議事

（1）地上デジタル放送のコピー制御方式等に関するユーザー調査結果について

（2）コンテンツの製作・流通の促進に係る取組の現状と諸課題について

（関係者からのプレゼンテーション）

（3）ディスカッション

（4）その他

【村井主査】 それでは、ただいまから、情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第63回会合を開催させていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日欠席された委員、ご出席いただいているオブザーバーの方は、席上の資料のとおりですので、ご確認いただきたいと思います。

本委員会では、コンテンツの製作・流通の促進に係わる取り組みの現状と諸課題について、関係者の皆様にプレゼンテーションをいただき、ご審議いただいているところでございまして、本日は、2点ございます。1点目は、地上デジタル放送のコピー制御方式に関するユーザー調査結果として、ダビング10などをユーザーがどう受けとめているかのアンケート調査を事務局で実施しましたので、その結果のご報告をいただきます。

2点目は、コンテンツ製作・流通の促進に係わる取り組みの現状と諸課題についてということで、関係者の皆様からプレゼンテーションをご用意いただいています。本日は、不正流通対策、クラウドコンピューティングとスマートテレビの取り組みということで、専門家の皆様にプレゼンテーションをお願いしてございます。

それではまず、事務局から配付資料の確認をお願いします。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 本日の配付資料につきましては、座席表、議事次第のほか、資料1から5、参考資料1の計6点を配付させていただいております。

なお、配付資料のうち一部に関しましては、構成委員限り、メインのテーブルのみに配付させていただいている部分がございます。傍聴者の方には配付しておりませんので、ご注意ください。過不足等ございましたら、お申しつけくださいませ。

あわせて、前回2月14日の会合の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただきまして、村井先生のご承認をいただきまして、総務省のホームページに既に公開されておりますので、あわせてご報告いたします。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。地上デジタル放送のコピー制御方式等に関するユーザー調査の結果について、ご審議を進めていただきたいと思います。

まずは、結果の概要ということで、事務局からご説明をお願いします。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 それでは、事務局から、地上デジタル放送のコピー制御方式等に関するユーザー調査の結果につきまして、ご報告させていただきます。

資料1でございます。

まず、1ページがアンケート調査の概要でございます。本件につきましては、インターネットを用いました調査でございます。本年の2月から3月に、日本国内在住の男女個人を対象として行ったものでございます。対象者は、※1に書いておりますが、この調査を請負いましたインターネット調査会社のモニターに登録されている方々の中から、人口構成比等を考慮いたしまして選定したものでございます。

また、スクリーニング調査と本調査の2段階でやっておりまして、スクリーニング調査につきましては20,000超、本調査につきましては3,000超のサンプルを回収しております。

なお、スクリーニング調査につきましては、本調査の対象者を抽出するための調査でございますが、認知度等の広い質問に関しても聞いているところでございます。本調査に関しましては、先ほどのスクリーニング調査の結果に基づきまして、録画機を保有している方々を対象としまして、より細かい質問を聞いたものでございます。

2ページでございます。この資料で用いております用語の定義でございますので、ご参照ください。

3ページ目でございます。今回行いましたインターネット調査の全体構成でございます。先ほど申し上げたスクリーニング調査の結果を用いまして本調査に流れているという構成でございます。本調査の設問に関しましては、大きく3つに分かれております。設問Bが地上デジタル放送、もしくはテレビ放送の視聴状況でありますとか、そのテレビ番組録画の経験の有無を聞いております。設問Cでは詳細な録画行動、設問Dでは、特にコピー制御に関する受容性等を聞いております。

以降、詳細な結果について概略をご説明いたします。

4ページでございます。これはスクリーニング調査での母集団20,000の結果でございます。回答者が保有している機器としては、BDレコーダーが多く、DVDレコーダー、録画機能付テレビと続きます。先ほど定義のところにもありましたが、BDレコーダー以下のこれらの録画機につきましては、いずれも地上デジタル放送のチューナーが内蔵されているものでございます。

続きまして、コピーワンス、ダビング10の認知度でございます。これもサンプル数は20,000超のスクリーニング調査の結果でございます。コピーワンスの認知度は50%弱、ダビング10の認知度は56.7%という結果でございます。

6 ページでございます。録画機器において、地上デジタル放送を録画した経験があるか否かということを知っております。これに関しまして、ハードディスクレコーダーに録画後、記録メディアにコピーしたことがあるとお答えになった方が46%、コピーしたことがないという方が41%ということを知りまして、経験はおおよそ半々というところでございます。ハードディスクレコーダーへの録画という点に着目いたしますと、ほとんどの方が経験しているということでございます。

7 ページでございます。本ページ以降は本調査の結果でございます。録画するテレビ番組のジャンルを知っております。ハードディスクレコーダーへの録画に関しましては、ドラマ、映画、情報・バラエティが上位となっているのに対し、記録メディアへのコピーに関しては、映画、ドラマ、音楽が上位になっておりまして、この結果を鑑みますと、タイムシフト視聴のみならず、お気に入りの番組を保存しているのではないかと推定できます。

8 ページでございます。録画時にダビング10対応を意識した経験の有無を聞いたところ、8割の方が意識したことがないということでございます。

9 ページでございます。放送番組をコピーする理由としては、お気に入りの番組を保存したいためが多く、続いて、ハードディスクレコーダーのハードディスク容量が不足しているため、避難的に記録メディアへコピーしている方も比較的多くございました。

10 ページでございます。1番組当たりの記録メディアへのコピー回数でございます。最大で約1.8回、平均的なコピー回数は1.4回ということを知りまして、ともに1～3回コピーをするという方が9割以上を占めております。

11 ページでございます。ダビング10移行後のコピー回数の変化でございます。7割以上の方が、ダビング10移行の前後におきましてコピー回数に変化はないという結果でございます。

12 ページでございます。ダビング10移行による不便の解消の有無でございます。「解消されている」は20%以上、「どちらともいえない」が56%、一方で「解消されていない」は、8.5%という結果でございます。

13 ページでございます。視聴したいテレビ番組が録画できなかった場合の代替行動を知っております。レンタルショップでレンタルする、インターネットの動画投稿サイト等で探すが多く、ビデオ・オン・デマンドで購入するという方は、現状では比較的少なかったということでございます。

14ページでございます。録画できなかった番組を購入意向として、金額やジャンルを聞いております。記録メディアにコピーする番組のジャンルと似通っており、映画、ドラマ、音楽等に関しましては、購入する意向が高いという結果でした。

まとめでございます。まだ詳細な分析は途上でございますが、コピーワンス、ダビング10については、約半数の方々が認知していた。一つの録画番組におけるコピー回数は1～3回が9割以上を占めてました。また、録画機器がダビング10対応かどうかということに関しましては、ほぼ8割以上の方が意識したことがないということでした。録画したいテレビ番組が録画できなかった場合の代替行動としては、レンタルビデオや動画投稿サイトによる視聴が多いのに対し、ビデオ・オン・デマンドはまだまだ少なく、さらなるユーザー確保の余地があると考えております。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、今のご説明の内容についての意見交換に移らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【襟川委員】 本調査対象者の年齢を教えてくださいませんか。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 各設問に対する分析も可能でございます。スクリーニング調査に関しましては、資料の1ページに記載しているとおり、人口構成比に基づきまして実施しております。

【襟川委員】 ありがとうございます。

【村井主査】 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、伊能さん。

【伊能委員】 ビデオ・オン・デマンドが少ないということで、つまり、テレビしか見てなくて、例えばIPTVの契約をしていないとか、その辺りの因果関係というものの分析はされているのでしょうか。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 まだクロス集計等、詳細な分析ができておりません。契約の有無ということでは、3ページに全体構成を書いておりますが、有料放送やIPTV等の契約の有無等も確認してございます。また、契約していなくてもビデオ・オン・デマンドが利用可能な場合もあるかと思いますが、現時点では詳細な調査は終わっておらず、速報という形でございます。

【村井主査】 河村さん、お願いします。

【河村委員】 後からの発表にも意見を申し上げたいとは思いますが、この結果を見た限りにおいて、ほとんど私が予想していたとおりでございまして、ダビング10を決めた

ときに、無制限のコピーを許すと大変なことになると言われていたようなことは起こらずに、皆さん11枚以上コピーさせないために大変な仕組みを使って、録画機を持ってない人にも、スクランブル放送を受信させる仕組みを買わせて、保有している人でこの結果ですから、保有してない人全員に大変なお金と労力をかけて、11枚以上コピーをつくらせないということをやるのがいかに意味がないかということがよく表れていると思います。

これは、たくさんコピーをして不正流通すればいいと言っているわけではなくて、別の方法でもっとピンポイントでやればいいことであって、全国民にやる必要などないと私が主張していたことがほんとうに明らかにデータとして出たと考えております。

これを逆に読んで、これでダビング10じゃなくてダビング3でいいじゃないかという意見は全くお門違いでございまして、つまり、必要のないコピー制御であるということが如実にあらわれていると思います。

【華頂委員】 映画製作者からすれば、ダビング10が無制限なんです。

【椎名委員】 お門違いなことを言いますけれども、10枚しかできないから、10枚以上コピーした人は統計上出てこないんですね。それで、実際、マジョリティーの人たちが何枚コピーしているかという、この程度だったということでは、10枚も必要であったのかなということは、お門違いの意見じゃないと思いますけどね。

【村井主査】 そのほかご意見はいかがですか。

残りの議論は後ほどといたしまして、説明を先に進ませて頂きます。

それでは、2つ目は、コンテンツ制作・流通の促進に係わる取り組みの現状と諸課題ということで、放送コンテンツの不正流通の現状と対策について、2人の方にご発表いただいて、まとめて質疑の時間を設けたいと思います。

それではまず、総務省の取り組みということで、不正流通対策に関する総務省の取り組みについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 資料2についてご説明させていただきます。

本件に関しましては、総務省で実施しております実証実験についてでございます。

1ページに全体の概要を記載しております。目的等に関しましては省略させていただきます。現状と課題ですが、インターネット上での不正流通が非常に多く、動画投稿サイトやP2Pファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が多いということでございます。

これらの不正流通の横行により、権利者が適正な対価を得られていないということ、放送事業者、番組制作会社等の正規ビジネス拡大が阻害されているのではないかと

でございます。また、効果的な対策体制の不備というところが課題として挙がっております。

これらの解決に向け、総務省においては、平成21年度から3カ年計画で、関係者による連絡会を開催しつつ、国内の動画投稿サイトやP2Pファイル共有ソフトによる不正流通の対策、さらに動向調査などのさまざまな取り組みをしているところでございます。

2ページでございます。こちらが推進体制でございます。本日、委員としてご出席いただいている皆様も含めまして、不正流通対策の連絡会を組成いたしまして、検討を推進しているところでございます。座長につきましては、上智大学の音先生をお願いしております。座長代理は筑波大学の北川先生、権利者団体の堀様、椎名様をはじめ、多くの方々にご参加いただいて、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

3ページでございます。こちらが全体計画でございます。先ほど申し上げました動画投稿サイト対策、国内外の動向の調査、P2Pファイル共有ソフト対策という三本柱につきまして、一昨年から3カ年計画で本年度が最終年度ということで、基本検討、詳細検討、総合検証を進めているところでございます。

4ページでございます。こちらが国内外におけるコンテンツ不正流通の動向調査でございます。大きくやっておりますのは3点でございます。

まず1点目は、国内の不正流通の実態に関する定点観測ということで、先ほどご説明しましたコピー制御方式に関するインターネット調査とも関連しますが、動画投稿サイトやP2Pファイル共有ソフトの利用実態に関しまして、アンケート調査を行っているところでございます。詳細は後ほどご説明します。

2点目は、国外の動向と実態の把握ということで、昨年度実施したのは大きく3つございます。1つ目は、中国の実態把握でございます。こちらは、昨年2月、総務省及び先ほどの連絡会メンバーの権利者や放送事業者の方々などが訪中いたしまして、中国当局や大手の動画投稿サイト運営事業者と意見交換をさせていただきました。その中で、日本の放送コンテンツのインターネット上への正規ビジネスに非常に関心があり、潜在市場として有望であるという話ですとか、不正流通の動向を含む最新の実態が把握できたということでございます。2つ目は、MPA、こちらは米国映画産業界の団体でございますが、中国対策等も含めまして、不正流通対策の非常に先駆的な取り組みをしております。こちらからヒアリングを行いまして、本件に係る日米間の連携の可能性や課題の抽出を行ったところでございます。3つ目は、韓国における官民の取組です。韓国ではコンテンツの利活用を戦略的に進めているという昨今の事例もございますので、利用者のアンケートや、官

民において、どのような取り組みがなされているのかということ韓国を韓国当局や事業者さんへのヒアリングを通じまして把握したところでございます。

3点目は、リンクサイトの実態の把握でございます。動画投稿サイトに関しまして、不正流通を助長する新たな形態、リンクサイト、リーチサイトと言われているものについての国内外の実態の把握等を行ったところでございます。

5ページでございます。こちらは動画投稿サイトの動向でございます。国内外を問わず、多くの利用者が動画投稿サイトを利用しております。アメリカや日本の動画投稿サイトの一部では、違法コンテンツを検知、削除できる技術的な手段が実装されており、放送事業者さんとの正規契約に基づきまして、削除が実施されるという一定の対策が講じられております。これに関しましては、後ほど、テレビ朝日の入江様から、詳細をご説明いただきます。

このような状況に比べて、中国や韓国は大手の動画投稿サイトにおきましては、このような技術とシステムが実装されていないということに加えて、正規の権利者の方から、違法コンテンツの削除要請をした場合であっても、実際に削除されないというケースもあり、当該国においてコンテンツの正規流通が阻害されているという要因の一因にもなっているところでございます。

6ページでございます。P2Pファイル共有ソフトの利用動向でございます。P2Pのファイル共有ソフトは、著作権侵害以外にも正規の利用も含めまして、国内外で広く普及しているものでございます。このうち、Winny、Share、Perfect Dark に関しては、利用者のほとんどが日本国内であり、このソフトを用いて流通しているコンテンツの多くが権利者の許諾なく流通している著作物でございます。日本国内における独自の取り組みが喫緊の課題であり、技術的な対策等を講じているところでございます。詳細なデータ等は、ご覧いただきたいと思いますが、特徴的なところで申しますと、昨年11月に警察当局がファイル共有ソフトを使用した著作権侵害事件に関して、全国一斉取り締まりを行った後、利用者が減っております。一時期、話題になりましたWinnyは、ソフトウェアのバージョンアップが止まっておりますので、使用者は大分減ってきております。新たに出てきているShareやPerfect Darkに関しては、非常に違法性も高いということで、これらの対策が今後の中心的な課題になっております。

7ページでございます。国内外のコンテンツの不正流通実態に関する定点観測でございます。インターネット調査を実施しまして、一般消費者、中高生向けの動画投稿サイトや

P2Pファイル共有ソフトの利用状況を調査したところでございます。

PC調査につきましては、スクリーニング調査が大体50,000強、本調査に関しましては動画投稿サイトが7,500、P2Pファイル共有ソフトは2,000弱というサンプル数を得たところです。

8ページでございます。詳細に関しては、説明を省略しますが、特徴的なことで申しますと、動画投稿サイトは6割強のユーザがご覧になっています。また、ダウンロードの経験は動画投稿サイト利用者の3割以上でございました。ファイル共有ソフトに関しましては、やはり数は非常に少なくなっておりますが、一部でまだ使われている状況でございます。

9ページでございます。放送コンテンツのアップロード方法の調査結果というもので、先ほどの調査結果から抽出したものでございます。読み方としてご留意いただきたいのですが、特に動画投稿サイトにおける分析に関しましては、サンプル数が50になっておりますが、先ほどの全体の7,547のうちの50ということで、統計的な有意性に乏しいということでございます。動画投稿サイトにアップロードしたファイルの作成方法としては、パソコンで録画して作った、ハードディスクレコーダーで録画してパソコンに取り込んだ、friio等の無反応機器を使って録画したという結果でございました。

10ページでございます。こちらは構成員限りの資料ですが、動画投稿サイトの対策に関する実証です。動画投稿サイトにおける対策を行うためのシステム基盤の技術的要件を整理することを目的として実施したものでございます。技術的要件に関しましては、照合コンテンツの不正コンテンツの検知から削除要請に至るまで、一連のフローを整理しました。また一昨年の調査結果で、中国等の動画投稿サイトへの対策が非常に重要であるということが課題として挙がりましたので、中国対策に関しては、非常に効果が上がっているという一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)と連携して中国や韓国における動画投稿サイトの削除要請を行いました。

また、放送終了から違法アップロードまでに早いもので数日ということで、初期の動作が非常に重要であるという結果もわかっておりましたので、放送波から直接フィンガープリント情報を抽出する手段を用いまして、従来は削除までに1週間以上かかっていた時間を3日半まで短縮できることが確認されたところでございます。これらを組み合わせることにより、一昨年では最低で3割以下であった中国の動画投稿サイトの削除率を100%まで引き上げることができ、一定の成果が得られました。

11 ページでございます。こちらも構成員限りの資料でございます。P2Pファイル共有ソフトの対策技術に関する実証でございます。こちらに関しましても、P2Pによる不正流通対策の技術的要件を整理することを目的として、不正流通の抑止技術とユーザーへの注意喚起・啓発技術を実証しているところでございます。

1点目の不正流通の抑止技術に関しては、実際にはファイルを保持していないのに、あたかも保持しているように見えるダミーキーという情報を大量に散布することにより、所望のファイルがダウンロードできなくなる技術的な方策というものを検証いたしました。ソフトウェアにより挙動が異なりますが、少なくともWinnyに関しましては、一昨年の実証によりまして、不正流通コンテンツのダウンロード成功率を9割から3割まで低下させることができました。昨年度は、対象ソフトの特性に応じた技術的な検証、対象ソフトウェアの拡大や対象コンテンツの拡大について検証いたしました。

2点目の注意喚起・啓発技術に関しては、P2Pファイル共有ソフトを利用して不正コンテンツを見ようとしているユーザーに注意喚起のメッセージを届けるという啓蒙活動を試行しているものでございます。本件については、本年1月に総務省で報道発表いたしまして、NHKニュースほかに取り上げられました。成果につきましては、一例でございますが、実証実験前には、1週間に1回、オリコンチャートトップ50曲が全部入っているP2Pのファイルがアップロードされておりましたが、この実証実験を開始した後は、アップロードされなくなりました。実際に不正ファイルをアップロードしていたユーザーにこのメッセージが読まれて、その後アップロードを控えたということが推測できまして、一定の効果が得られたのではないかとということでございます。

以上が今までの成果でございます。これらを踏まえ今年度は最終年度ということで、正規流通の促進ということ、特に海外を含めました正規のネット配信等を軸にした不正流通と正規流通の促進をセットにした総合的な対策を実施していきたいと思っております。

あわせて、さまざまな制度的な調査や定点観測も続けまして、次年度以降の本施策の成果展開につなげたいと考えております。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

続きまして、テレビ朝日の入江様、ご発表をお願いします。

【入江オブザーバー】 テレビ朝日の入江でございます。まず最初に、おわびを申し上げますが、私どもの資料、テレビ朝日の違法動画対策と公式配信というものが紙の形でメ

ーンテーブルのみということで配らせていただいております。これは、この発表に関連します動画投稿サイトとの間で、私どもNDAを結んでおりまして、本資料は抵触する事項がたくさん含まれておりますので、若干隔靴搔痒の感があるかと思えますけれども、そこはご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

テレビ朝日の基本方針といたしましては、私どもが著作権を保有している映像が違法に公開されている場合には、原則すべて削除とするという方針で臨んでおります。また、著作権がテレビ朝日がない、テレビ朝日以外のところにある番組につきましては、必要に応じて、各番組の制作担当ですとか、権利者の方々と協議の上で削除に取り組んでおります。

実際の削除の取り組みですけれども、私どもは2007年ぐらいから手動による削除を行ってまいりました。これは、削除業務を専門に行うスタッフを用意いたしまして、動画投稿サイトを各サイトごとに目視・巡回調査し、発見次第動画投稿サイトに対して削除依頼を行うという極めて原始的なやり方で行ってまいりました。そういった反面で、ある動画投稿サイトからそのサイトが開発いたしました動画認識システムを利用して自動削除を行っていただくというご提案をいただきまして、2009年から対応いたしました。これはどういう仕組みかと申しますと、正規品の映像コンテンツのビデオIDというものを作成するわけです。フィンガープリント、指紋などその映像コンテンツに特定する映像情報を解析して、データとして保有し、動画投稿サイトの中にございます映像作品の中で、その映像情報と合致するものがあれば、それは不正に上げられたものであると判断し、削除するというシステムでございます。これに関しては、2009年以来、利用しております。

ほぼ同時期に、私どもはその動画投稿サイト上におきまして、公式チャンネルを幾つかオープンしております。そういった自動削除というものをやってきたわけございまして、自動削除にはそれなりの効果はあるのですが、違法動画投稿というものは、番組が放送されてから、違法に投稿されるまでの間というものが非常に重要な点になります。

私どもでは、この削除運用のシステム対応というものに取り組んでおります。これは、右側にございます違法動画削除支援システムというシステムを利用いたしまして、番組本編のみを抽出いたしました映像コンテンツを作成いたしまして、それを放送後、遅滞なく動画投稿サイトで映像データとして処理できる形で送る。そして、それをもとに、投稿サイト内でマッチした違法に投稿される動画を自動的に削除されるようになるという仕組みでございます。

要は、何が言いたいかといいますと、放送後、違法動画が投稿されるより前に、なるべく早い段階で映像のデータを動画投稿サイト内に蓄えるということが非常に重要だということ。これによりまして、私どもの公式チャンネルで公開された動画も、当然、自動的に映像データとして蓄積されているということになります。

あまり具体的な数が申し上げられなくて大変申しわけないんですけども、直近3年間、自動削除システムを利用し始めた2009年以来ですけれども、月間の平均削除数が2009年で約3,800、2010年で約2,500、2011年で約1,850という感じで下がっております。これは、動画が幾らアップされても削除されてしまうということで、あきらめている部分もあるかとは思いますが、一方で、アップロードの仕方が巧妙化しているということも事実でございます。目視の場合には、おおむね番組のタイトルですとか、出演者の名前ですとか、エピソードの番号ですとか、そういったもので目視の作業をするわけなんですけれども、全く関係のない言葉でつけられているとか、そういうこともございまして、そうすると、人的な監視ではなかなか追いつかないということになります。

また、監視業務にかける人的資源にはそれほど多くの人材を割けないということもございまして。その一方で、投稿サイトはあまり減っていないということで、この辺、イタチごっこというのが実情でございます。

実際に削除業務を行っている側といたしましては、自動のこういったシステムが活用してどんどん広まっていくようになれば、幾分、私どもの業務は簡略化されるかなとは思いますが、一方で、こうした自動の削除支援システムというものの存在も非常に大きいということでございまして、両面あわせての削除への取り組みを行っていかねばならないと考えております。

ちなみに、参考までに申し上げますと、そういった自動のシステムを利用した削除の実態の数でございますけれども、ほぼ目視のものに比べまして、おおむね1.2倍から2倍、2割増しから100%増しという形で削除がなされているということでございます。

もちろん、それはコンテンツの内容によって、私どもが自動削除で対応できるもの、もしくは目視でしか対応できないもの、いろいろございますので、その月ごとにばらつきはございますけれども、おおむね好調なパフォーマンスを残しているということでございます。

一方、先ほど軽く触れましたが、私どもの公式配信の運用でございますが、2009

年9月から公式にチャンネルを開始いたしました。当初は、番組PR用のチャンネル、ニュースのチャンネルという2つの運用でございましたが、現在は11の公式チャンネルを展開しております。

これは、違法動画の投稿削除といったものとは全く関連性はないと思われませんが、ちなみに参考までに申し上げますと、私どものニュースチャンネルは、2009年9月の開始以来、累計再生回数が1億回を突破いたしました。一方、先般、私どもで新たな取り組みとしてネットによるオリジナルのコンテンツとして、これは正規品ですけれども、「ロンドンハーツ」という番組がございますが、このインターネット専用のコンテンツ、これは累計再生回数が3,000万回を突破しております。そういったことで、正規品の流通には取り組んでおりますが、違法の投稿も後を絶たないというのが現状でございます。

私どもの取り組みに関しては以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、事務局と入江さんからご説明いただきました内容に関してのご質問、ご意見等ございましたら、ここで受けたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。お願いいたします。

【植井委員】 総務省さんの資料で、10ページの動画投稿サイト対策に関する実証でございますが、中国、韓国サイトで削除率100%ほぼ達成したとございますが、これはCODAの名前で削除依頼を行うことによりという、それが前提条件になっているわけですか。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 そのとおりでございます。

【植井委員】 ということは、どこが、つまり、権利者がだれでも削除要請に応じてもらうということではないわけですか。権利者がだれでも、削除要請にほぼ100%応じてくれるということではないわけですか。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 今回は、CODAを窓口とした場合に100%ということでございますので、おっしゃるとおりかと思えます。

【植井委員】 私どもも中国や韓国サイトには手を焼いているものですので、ただ、なかなか個々の権利者の名前ではあまり応じてくれないという話も聞いていたものですから、誤解がないようにと思って伺いました。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 それに近い部分が一昨年度の結果でございます。CODAを使わずに、実験の事務局名で削除依頼をかけた場合の実例でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。河村さん、お願いいたします。

【河村委員】 総務省さんの発表、不正流通の調査ですけれども、先ほど言ったこととほぼ趣旨は同じでございますけれども、これを見てもわかるとおり、テレビにかけているコピー制御と動画投稿サイト等で行われている侵害というのは、因果関係がないと思うんですね。つまり、コピーワンスをダビング10にしたから、これが可能になったとか、ダビング10をやめると、これがもっとひどくなるとか、そういう関係になくて、全く別のテクニックなんだと思います。

ですから、私がやはりダビング10のときに申し上げたとおり、権利者に本当に損害を与える著作権侵害を起こす人たちは、普通の放送に枚数制限をかけたところで、別の方法でやるでしょうということを申し上げたとおりのことがここに出ているなと思いました。

【村井主査】 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、残りは後ほどのディスカッションの場で、ご議論いただくということで、先へ進みたいと思います。

次の発表は、クラウドコンピューティングについてということで、椎名構成員、お願いいたします。

【椎名委員】 資料4をごらんください。村井先生みたいなご専門の先生がいる前で、クラウドコンピューティングを語るつもりはないですが、この場合、権利者から見たクラウドコンピューティングはどういうことなのかという観点からお話をしたいと思います。

1枚めくっていただきまして、私どもの関連団体で、今年の初めごろに、音楽ファンに対して、クラウドコンピューティング知っていますか、どういう期待をしていますかということを知っています。その中では、今まで知らなかったけど、そんな便利なシステムがあるんですねとか、今回初めて知りました、便利そうですが、やっぱり音楽はCDで聞きたいですねとか、単純に持ち運ぶ必要がない楽さがいいと思いますが、音楽のメディアが変わってしまいますねとか、そういういろいろなご意見がある中で、基本的には期待感が強い。そういう中で、実は活用していますという方もいらっしゃるわけですね。一体、クラウドコンピューティングサービスと提案されているものがいかなるものなのかということです。漠然とは、ネットワーク上にあるサーバーにコンテンツが蓄積されることによって、一々媒体を持ち歩かなくても、いつでもどこでもアクセスして、それを視聴できると

いうものなわけですが、提案されているサービスの内容はどういうものであるかということが次のページ以降まとめて、3つの類型に分けてみました。

3ページでございます。A類型というのは、サービスのプラットフォームを運用する会社が、同じく楽曲も提供している。ユーザーは、そのプラットフォームから購入した楽曲を同じプラットフォームの用意したユーザー用の領域に蓄積して、いつでもどこでも楽しむことができるというもの。これをまずA類型といたしました。この場合は、当然ながら、プラットフォーム事業者に対して、こういう形でコンテンツを使うということで、細かい契約はわかりませんが、権利者が何らかの形でライセンスをするということになれば、これは著作権法上の課題もなく、こういうサービスが実現できるものだと思います。

4ページでございます。B類型というものになりますけれども、これは逆に、プラットフォーム事業者は、音楽を配信して売っているんじゃなくて、すでにプラットフォーム事業者のクラウドサービスサーバー上に曲を用意しているんですね。何らかの有料サービスによって、用意された曲を聞くことができるというサービスがB類型ということになると思います。この場合も、権利者は、何らかの契約によって、そのコンテンツの利用を許諾していくということになるかと思えます。

5ページでございます。問題なのは、C類型ということになります。ここでのプラットフォーム事業者は、特段、音源を販売しているわけでもなく、また曲を用意しているわけでもなく、ユーザーがどこかで手に入れた音源をネットワーク上で預かるというサービスで、当然ながら、ユーザーは、CDからリッピングしたファイルを上げることもあるでしょうし、いろいろなことが考えられると思うんですね。先ほどのAタイプの事業者から買った音楽ファイルを、Cタイプの事業者にアップするということも考えられるわけです。ここが権利者としては問題だと思っていて、一部のプラットフォームサービス事業者は、違法に入手したファイルでも構いませんよということを積極的に言っている。そうすると、違法に入手したファイルでも、プラットフォーム事業者のサーバーに蓄積することによって、あたかも正規品であるかのような利用ができてしまう。あるいは、Aタイプの事業者が権利者の許諾を得て配信しているものが、このCタイプの事業者のサーバーに蓄積することまでは想定していないで販売されているものが、Cタイプのサーバーに上がっていつてしまうということだと、どうなんだろうということになります。違法なものは論外としても、こういうCタイプのサービスで言いますと、やはり著作権法上の観点から、コンテンツの利用主体の問題でありますとか、私的使用のための複製に当たるのかどうかという議論が出て

くるのではないかと思います。

6 ページでございます。今こういうサービスをやりますよとアナウンスをしている各事業者さんのサービス類型がどれに当たるのかというのを整理しております。例えば一番上のアマゾンでありますと、アマゾンMP3ストアを通じて購入したMP3形式の楽曲をクラウドドライブに保管することができ、アプリケーションソフト Cloud Player を用いて、アンドロイド搭載のスマートフォンやパソコンなどでストリーミング形式で聞いたりダウンロードしたりすることができるということで、先ほどご説明したA類型に当たるということになるわけです。

その下の Google になりますと、ユーザーは音楽CDやネット配信からパソコンに取り込んだ楽曲を Google のデータセンターに最大2万曲保管でき、アンドロイドを搭載した携帯電話やスマートフォンなどでいつでも聞ける、聞くことができる。ここも入手が合法なのか違法なのかということは識別しないということになるかと思います。それが我々の懸念しているC類型に当たるということです。

また、Apple は、逆にAとCがプラスされているということで、まず、iTunes Music Store で購入した楽曲や電子書籍などを米国内にある Apple のデータセンターのサーバーに保存して、ネット経由で同一ユーザーが保有する iPhone、iPad や Mac など、いつでも楽しむことができると。1ユーザーあたり5ギガバイトまで無料でデータセンターの記憶容量を利用できるということがあります。さらに iTunes Match では、年間24.99ドルの料金で、iTunes Music Store で購入した楽曲だけではなく、ユーザーの所有する音楽CDからリッピングした音源でありますとか、違法に入手した音源であるとか、そういった出所を問わず、iTunes Music Store で提供される約1,800万曲と自動的に照合し、マッチした曲が高音質のファイルとして保管される。また、これをわざわざC' としている理由は、C類型というのは、ユーザーが曲を物理的にアップロードするんですが、ここで Apple 社はアップロードまではさせないんですね。ユーザーが示したファイルをフィンガープリント等の技術で照合して、わざわざ Apple 社の正規ファイルと取りかえてくれて、そのうえで正規ファイルをサーバー上に置くというサービスです。これは、違法品が適法品になってしまうということで、僕らは、ミュージックロンダリングなどと呼んでいるんですけど、そういう懸念があります。

あと、B類型としては、ヨーロッパ等で非常に活況を呈しております Spotify というサービスがあります。これは、レーベル等の許諾を得て集めた音源をネット上に置いて、そ

れをストリーミング方式で聞かせるというサービスなのですが、facebook 等の SNS と組み合わせると、友達と共有できてしまう。そうすると、これ、聞いてみなと言ってリコメンドすると、無料で聞けてしまうと。facebook のアカウントを持っている必要はありますが、そういう共有の仕組みもあります。我が国においては、au さんで LISMO UNLIMITED、これは純然たる音楽を集めておいて聞いてもらうというサービスで、ストリーミングで楽しむということだと聞いています。

以上、ここまでが提案されているクラウドサービスと言われるものの実態でございます。次に、今どきの中高生はいったいどういう状況にあるかということでございます。

河村さんは、先ほど来、一部の不心得者がいて、そいつらが悪いのであって、それが全体に迷惑をかけている、ということをおっしゃいましたが、実は、軽微な侵害行為というのは、一部ではなくみんながやっている。とりわけ中高生の人たちがやっているという実態があるわけです。そういうものに対して、社会がどういうふうにそれを抑制していくことを考えるのかというところに知恵を絞って今いろいろな議論がされているんだと思うんですが、実際、うちで実施した有名人の肖像に関する調査という中で、中学生の人たちに、皆さんはCDを何枚持ってますかと、ごくあたり前に質問したところ、何枚ってどういう意味ですかと、何曲の間違いなんじゃないですかと、そういう答えが返ってきました。やはりCDショップで音楽CDを購入して音楽を手に入れるということよりも、ネットを通じて聞いたりあるいは入手したりということが中高生の間であたり前になっているということにがく然としたということがございます。

当然ながら、パッケージだけから音楽に接触する割合は減少しているんですが、一方でネット配信からの正規品の流通ということもございますので、その部分は上がっているんだろうとみてみると、7ページのグラフに書いてある青い部分がパッケージ購入でございます。赤い部分がネット配信購入ということでございます。単純に、音楽ユーザーの動向がパッケージを購入することから、ネット配信で購入することにシフトしつつあるのであれば、音楽自体の売り上げというのは順調に伸びるはずなんですが、そうはなっていない。8ページに行っていただきますと、ブルーがパッケージの売り上げで、赤が有料配信の売り上げ、緑で示してあります線が、インターネットのユーザー数でございます。やはりネットで音楽を購入をしたり、音楽を視聴したりということがネットユーザーの増加につれてあたり前のことになっていく反面、音楽の売り上げというものは明らかに落ちてしまっているという状況がございます。

ユーザーのこうした消費動向とか、今はクラウドサービスというものが正面切ってはサービスインしていないという前提で申し上げますと、これだけインターネットの影響が顕著に音楽産業全体の売りに上げに影響を与えているという中で、クラウドサービスというものが正規にリリースされた場合、どういうことが起こるのであるかと考えるのが9ページでございます。

やはりネットワークにおいて、プラットフォームの力が圧倒的となり、自分のサービスのユーザーを増やして市場シェアを拡大するために、コンテンツを商材として使うと、ここではエサなどという過激なことを書いていますけれども、音楽を商売のネタにするということになれば、権利者への対価の還元は危なくなると考えるわけです。

右の参考資料の円グラフを見ていただくと、スマートフォンのメーカー別国内出荷台数シェアのこれだけ、38%をAppleが占めているわけですね。OSのシェアから言うと、アンドロイド、iOSで90%と、まさにApple社とGoogle社が二分しているという状況がございます。そういったプラットフォームサービスがユーザーに対してコンテンツにたどり着くためのサービスを提供しているものもプラットフォームと考えますと、そういったプラットフォームがいささかそういう部分を独占化、寡占化しているのではないかも見てとれると思います。

インターネットで同種のサービスが拮抗した場合に、その同種のサービスがどうやってビジネスをしていくかというところで、コンテンツの価格が決まってくるとすると、これは大変なことでありまして、コンテンツというのは、そもそも製作のコストというものがああります。その製作のコストをリクープするためにコンテンツの値段というものがつくわけですけれども、そういうことを一切斟酌しないで、コンテンツの価格が決まってくような状況にだんだんなっていくのではないかと思います。

しかも、一説によりますと、コンテンツプラットフォームがコンテンツの流通に対して無条件に30%のお金を取っていくということも言われているわけです。なおかつ、それらのプラットフォームは日の丸ではないわけですね。そうなると、コンテンツが稼いだお金の3割は外国に出ていってしまうということになるわけでございます。

そういう分析を踏まえて、しかしながら、ユーザーの皆さんはすごく楽しみにしているクラウド環境というものを我々権利者もどういうふうを考えていったらいいかということでございますけれども、1つは、そのヒントとして経済産業省のクラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会報告書の29ページにあるそうですが、基本的にクラ

ウドコンピューティングの活用は、著作物の管理をサーバー側で一括して行うことができることから、使用許諾などの処理をスムーズに行える可能性がある。また、これは、私どもの機関誌が村井先生にインタビューをさせていただいたときのご発言なのですが、「クラウド型サービスであれば、誰がどこで音楽を聴いているか把握できるので、例えば年に5回までなら同じ曲をコピーできる」といったルールを着実に実施する仕組みをつくることもできます。こうした仕組みを作ってしまうと、その中で音楽を聴くたびに対価を払って、楽しむという文化がユーザーに浸透していくのだと思います。したがって、まずは権利者とプラットフォームとの間で、コンテンツを利用する約束事と、それが担保される権利行使の方法を決めることが大切なんじゃないですか」とおっしゃっています。

そういったあたりをヒントにして、今後はこういうクラウドコンピューティングの特性を生かして、ユーザーからの期待にも答えつつ、権利者への対価の還元をどうやって可能にするかということ考えてみると、まずは、利用の経路が極めて限定的であって、なおかつ、ネット上で補足できることであること。まず考えつくことは、ICTを活用した権利処理を行えば円滑でしょうということです。先ほどの不正流通のあたりにもお話が出てきましたけど、フィンガープリントなんていう技術もありますし、実際、プラットフォーム側で詳細にログをとってれば、そういう技術を使う必要もなくなってくるということで、やはりICTの活用ということがまず考えられるだろう。また、利用者の母数としては圧倒的に多岐に広がるわけですから、これは何らかの権利の集中管理による円滑化が必要であるということがあります。さらに、そうした詳細なデータが管理できるのであれば、ざっくりとした元栓から蛇口に行って、きちんとした精緻化された権利処理ができるのではないかという、権利処理上のアイデア、それともう一つは、先ほども言及しましたが、大半のお金が外国に出ていってしまうという中で、権利者もメーカーも、いつまでもけんかしてるんじゃなくて、日本版のプラットフォームとか、そういうことが考えられないのか？ということもアイデアの1つとしてはあり得るのではないかと思います。

先ほど来、中国の調査の話が出ていましたけれども、私も不正流通対策で北京に行ってみてまいりました。物の見事に、Google、YouTube、Facebook、Twitter、そういったものを一切遮断して、似たような事業者を国内でつくって、中身は日本のコンテンツで、莫大な利益を得ているという国の仕組みを目の当たりにしました。こうした手法が望ましいかどうかは別として、日本のコンテンツを日本で楽しむ上で、きちんと日本のステークホルダーが儲かっていく仕組みを日本なりに考えなくて、本当にいいんでしょうか？というのが

我々の正直な感想でございます。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。ご意見、ご質問いかがでしょうか。

一応、私の名前も出てきてまして、資料10ページ上の「クラウドコンピューティングと日本の競争力に関する研究会」の取りまとめも私が担当した気がいたします。

今のお話で、6ページの外国との関係でございますが、プラットフォームという定義が、実はナショナルバウンダリーで違うのです。オペレーティングシステムがアンドロイドかiOSかということと、その上のサービスがどのように提供されているかということは異なります。例えばここに出ているような会社のサービスも、そのサービスの権利に関する内容は、国ごとの対応となっております。類型で見ているのも、日本ではこういう感じというところですが、アメリカでは違うパターンになっています。それは、プラットフォーム、つまり、オペレーティングシステムのプラットフォームというよりは、クラウドサービスのコンテンツサービス、音楽配信サービスであるとか、音楽を聞くサービスとしてのプラットフォームの違いです。したがって、アンドロイド、iOSやウィンドウズのオペレーティングシステムをどうするかという話と、その上で、権利のあるコンテンツを配信するプラットフォームがどうなっているかということが二重にあります。

そういう意味では、椎名さんがおっしゃったのは、オペレーティングシステムがどうであるかというよりは、それを配信するプラットフォームがどうであるかということなので、それが最後の議論、すなわち、日本製という話をしたときに、おそらく椎名さんのお話の中で重要なのは、6ページに書いてあるコンテンツデリバリー、コンテンツシェアのプラットフォームがクラウド型ということかと思います。これが国別にサービスの内容を変えていることをかんがみると、やはり権利に関する法律やルールなどが国ごとに決まっていることを前提に、サービスプラットフォームがそれぞれの国に対応したものをつくっているということかと思うので、日本版の創設という方法があるとすれば、現状としては、それはこういったことにも既にあらわれつつあるのかなという感もございます。

わかりにくい話ではあるかもしれませんが、そのほか何かございますでしょうか。

【畑委員】 日本レコード協会の畑でございます。

特に音楽関係のクラウドサービスに関しましては、今年の2月、iTunes in the Cloudがサービスインして、まだiTunes Matchは始まっていませんけれども、まさにレコード会社及び我々業界団体は、激変にさらされました。それは椎名さんのところも同じかと思

いますけれども。

その中で、今回ご説明いただいた内容、特に9ページまでのところについては、我々も全く同じ懸念を持っていますし、何がプラットフォームに該当するのか、何がサービスドミナントなのかという議論はありますけれども、特定の名前を申せば、Apple社は垂直統合でドミナントになりつつあり、また、OSおよび課金のプラットフォームですね。課金プラットフォームを握るところが、まさに多額の手数料を取るといった話もある中で、ここについては危機感を我々も覚えているところです。

その中で、10ページの内容について意見を申し上げさせていただきますと、サービスによっては、違法なものも利用しやすくなってしまっておそれがあることを踏まえた場合に、権利処理あるいは集中管理による円滑化ということが我々の懸念を解消する方向に働くのかどうかというところは、議論が必要なんじゃないかなと。

集中管理ということになりますと、権利者の許諾権は、ある程度行使を放棄して、まさに利用しやすい環境に預けるということになりますので、違法性に多少疑義のあるサービスの支援になることを考えた場合、我々の懸念とは逆に、エサとして使われるおそれがさらに高まってしまふことを懸念するものです。

【椎名委員】　　すごく難しい問題で、不正流通対策といったときに、今回CODAを通じて叩きました。削除要請して、これだけ削除できましたというようなことを、今後も年間莫大な費用をかけて権利者がするという選択肢は1つある。

もう一つは、程度の問題はあるとは思いますが、ある程度グレーなものは、後追いで正規品化していくという話もきっとあるのだと思います。この辺りの話というのは、まさにこれから違法流通対策とか、違法なものが何なのかという議論とか、今盛んにされている違法ダウンロードの刑罰の問題とか、そういった問題と一緒に考えていかざるを得ない話だと思います。

個人的には、違法な側は、やはり何らかのエンフォースメントで厳格化していく作業で、きっちり線を引いていく。正規品のビジネスは、正規品のビジネスで成り立つように作っていく。その間のところが実はあるわけですね。その間のところが、まさにこの委員会で議論したダビング10の問題だったり、補償金の問題だったりということなんだと思います。その辺りのところは、ある意味、知恵を使って、目に余る違法なものを排除し、どうしてもグレーな部分が残ったら、そこは何らかのラフジャスティス、古い言葉ですけども、何らかの契約によってやってもいいし、制度によってやってもいいし、そういった

解決が必要なのではないかと僕個人ではそう思っています。

そうなったときに、その部分、正規の部分もちろんそうですけれども、何らかの形でICTを使った円滑な処理でありますとか、集中管理のあり方ですとか、実際のデータも、利用の対応に照らした精緻化されたデータによる対価の還元とか、そういったことが考えられるんじゃないかという意味で、ここに上げさせていただきました。

【畑委員】 おそらく、集中管理という言葉から私が思い描いているスキームと椎名さんのおっしゃっている内容は目的が違うところがあるのかもしれませんが。その辺りは今後議論させていただければと思います。

【村井主査】 そのほかいかがでしょうか。河村さん、どうぞ。

【河村委員】 10ページのところに書かれている、ユーザーからの期待にも応えつつ、権利者への対価の還元を可能とする効率的な仕組みというのは、大賛成でございます。私は、総務省さんのペーパーにもありましたけれども、正規流通の促進等を軸とした取り組みのようなきちんとしたサービス、使いやすいサービスがあって、使いやすい値段であれば、どんどんそれが浸透していくと思いますし、私も小学校6年になる子供がいるんですが、教えたわけではないのに、なぜか音楽はネットで聞いています。パソコンを使って、ずっとヘッドフォンしながら聞いているので、小さなスピーカーを買ったんですが、こんなに悪い音で嫌でしょうと聞いたら、気にならないというんですね。私は自分の子供があんな悪い音で、ただで音楽を聞くというまま大人になるのは大反対なんですね。やはりお金を払って、いい音で音楽は聞くべきだと私は信じて疑いませんので、こういうことにはとても大賛成です。

揚げ足をとるわけでもないけれども、基本は押さえておきたいので、私が先ほどのダビング10のところでも申し上げたのは、効果がないですよと。効果がないものに、国を挙げて仕組みをつくったりすることはないと。そのために関係がないのに縛られる人があまりにも多過ぎると。さっき、中高生はいっぱいやっていますよねとおっしゃいましたけれども、全国民から見れば一部の人なんですね。ということが1つと、一つ一つの分野によって、テレビでも地上波なのか有料放送なのかという違いがありますし、音楽はどうなのかとか、それぞれの一番いい方法というがあるので、何か一緒にたに、私が申し上げていることをほかの分野に当てはめないでいただきたいです。よろしく願います。

【村井主査】 ありがとうございます。どうぞ、椎名さん。

【椎名委員】 褒めていただいたので、あまり反論はしたくないんですけども、やは

りまずダビング10のお話。10枚以上コピーできたら、10枚以上コピーして商売する人が出てくるわけですね。社会全体として、そういうことをできないようにしておく必要があるのか、ないのか、という議論をした上で、10という数字が決まった。そんなことは必要なかったんだとおっしゃるけれども、10枚以上コピーする人は、10枚以上コピーができるのであれば、やはり出てくるんですよ。

一方で、僕が先ほど申し上げた合法領域、違法領域の間に絶対グレーな部分というのはずっと残ってしまうんだと思うんですね。なおかつ、技術がどんどん進歩していくと、合法とか非合法とか定義する上で、法律が予想してなかったことは出てくるであろうし、その取り扱いをどうするのかということがいったん決まってしまうと、みんな安心してコンテンツを楽しめると思うんですね。そういうことで僕らは汗をかく必要があるんじゃないかと思っていて、そういう意識でこの問題を考えているわけです。

河村さんのお子さんは、そうやって悪いスピーカーで音楽を聞いていらっやっって、決して違法に入手されているようなことはないと思いますけれども、もし軽い気持ちでどこから持ってきているんだとすれば、それが権利者の晩御飯のおかずを1つ少なくしているということもあり得る。なおかつ、そういう人がたくさんいたら、御飯が一回なしになってしまうということもあることも考えていただけたらと思います。

【河村委員】　こんなことで時間を使いたくないんですが、すみません。息子は専らYouTubeで音楽を検索して聞いておりますし、何かダウンロードするとか、そういうところまではやってないんですけども、椎名さんのおっしゃっていることにほとんど賛成なんです。なぜダビング10の話が出るのかとおっしゃいましたが、私は、ダビング10を決めたときにここで確認したとおり、何年かたって実態を調査して、どうするかまた考え直しましょうと決めたはずですから、無駄なことをこれ以上するのをやめさせたい。それは今からまだ引き返せると、やり直せると思っているから、しつこくそこに効果がないじゃないですかと。事実、グレーなところが出るとおっしゃっているんですから、何もかも縛ったりとか、警察国家みたいな方がいいか、どこかにバランスがあるはず。さっき申し上げたとおり、地上波に関してはこうだという考え方があってもいいということから、11枚以上コピーさせないために、いろいろな手段をつくったり、社団法人をつくったり、スクランブルをかけたり、そういうことをこれから先、何十年もやるんですかと。そこをやり直したいから何度もしつこく言っております。どうぞ、皆さんお考えください。

【椎名委員】　まだ関さんのプレゼンがあるのに、ここで盛り上がりまして申しわけないん

ですけど、これだけ言うておかないと。

そういうふうには河村さんがおっしゃるんだとすると、僕も火がついてしまうんですが、ダビング10は確かに今後見直していくということを言いました。権利者への対価の還元が果たされるようであればよろしいけれども、果たされなかった場合は、対価の還元を前提としないn回について、もう一度議論を提起するという立場を留保しますよということを、僕は申し上げました。

現実を見ますと、アナログチューナー非搭載のDVDレコーダーについては、補償金を払わない人たちがいます。それで裁判にもなっているということで、見直しとおっしゃるならば、むしろそういう方向での見直しの議論になってしまいませんかということを一言申し上げます。

【村井主査】 どうぞ、高橋さん。

【高橋委員】 コピーワンスにしてもダビング10にしても、B-CASは破られません、ということが大前提だったと思います。これに関して、先月、民放連やWOWOWのトップが記者会見された件ですけれども、海賊版B-CASカードのその後がどうなったのか。これはぜひお聞きしておきたいと思います。

最近、B-CAS、ご存じのとおり、海賊版カードが49,800円で売られて、有料のBSデジタルとか、東経110度のCSが見られるとか、まさに違法な行為ができるようになってしまっている。この現実にもかんがみて、私はとにかくB-CASカードに関しては、河村さんと全く同じ意見で、今まで申し上げてきたわけなんですけど、Friioに続いて、こういう事態になったことを、多分、相当重く受けとめられたから記者会見されたと思うので、それから1カ月近くたって、今どうなっているのか教えていただきたいと思っています。

【竹村情報通信作品振興課長】 海賊版B-CASの話は、非常に重大な問題だと認識してございます。

直接的にこれに被害を受けるのは、有料放送をしていらっしゃる事業者でございます。当事者としては、WOWOW、スカパー、スターチャンネルということで、約400万の加入者がいるということでございます。それから、B-CAS社でございます。現在、関係者におきまして、技術的な解析を行いまして、法的対応の準備を進めているということございまして、総務省としては、対応をお聞きして調査をしているというところでございます。

【村井主査】 よろしいですか。

【高橋委員】 ありがとうございます。また情報は引き続きいただきたいと思います。有料放送のところは被害だということですが、そもそものB-CASの経緯から言えば、無料の地デジにスクランブルをかけるということ自体が、日本しかやってないおかしなことだったわけですし、その巻き添えで、今後、それを対応するために、地デジの普通の人たちがどういう影響を受けるのか、こういったところも注視していく必要があるのではないかと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。

それでは、また何かありましたら、後ほど議論することにして、関さん、よろしくお願ひします。

【関委員】 それでは、最後の報告でございますが、スマートテレビの概況と取り組みについてお話ししたいと思います。今までの話と違ってこれからの話でございますので、まだ像がきちんと描けているわけではございませんが、現況、今検討していることに関してご報告したいと思います。

スマートテレビ、定義は後で出てきますが、このスマートテレビが出てきた背景としては、ここに書いてございますように、放送・通信連携サービスが苦戦してはございますが、これまで試行錯誤を重ねてきました。一方で、アメリカでは、Netflix がネット帯域の3割を占めるまでに成長してきているということがございます。また、コンテンツ配信インフラの進化を背景に、放送サービスとSNS等の各種通信サービス、テレビ等、多種端末との連携により、ユーザーの嗜好や視聴形態の多様化に対応したサービスを実現するということが出てきました。

コンテンツ配信インフラの進化、放送デジタル化、ブロードバンドの普及というインフラの進化というのもございますし、視聴者の嗜好、視聴形態の多様化というところでは、インターネット技術の進展、ネットワークアクセス端末の多様化、SNSの普及が背景にあったのではないかと考えております。

さきほど言いましたように、これから像をつくっていくというところでございますので、まだいろいろな検討の段階でございますが、続いてスマートテレビのコンセプトということでございます。これは一番下にございますように、基本戦略ボードでNHKの久保田構成員から発表がございました資料から、引用してございます。

スマートテレビでは、テレビ放送の視聴のみならず、インターネットを経由した映像等、

コンテンツの視聴や各種サービス、アプリケーションの利用が可能となります。それから、ダブルスクリーンと言われるスマートフォン、タブレット、PCなど、モバイル端末との連携も視野に入れております。また、放送番組と連動したコンテンツ、ソーシャルネットワーク、オンデマンド配信、写真、音楽等の再生、アプリケーションの実行できるということが書かれてございます。

スマートテレビはいまだ明確な定義はありませんが、この資料にありますように、以下の2つの機能をともに保有するテレビ端末、またはセットトップボックスと定義してございます。1つ目はネット経由の映像をテレビ画面で視聴することが可能であること。それからもう一つが、高い処理能力を持つCPUが搭載されて、スマートフォンのようにゲームなどのアプリをテレビで利用することが可能であることです。前提がテレビ端末でございますので、まず、テレビが見れること、その上で、ネットテレビも見れること、さらに、高機能CPUが入ってて、様々なアプリが実行できるということが、スマートテレビ、賢いテレビの、何となく今漠然とした、そんな定義かなと思っております。

これからの普及見込みでございまして。2016年度には770万世帯へ拡大するとか、世界でも2014年には1億5,600万台までに高い成長で伸びると予測されているというところでございまして。世界的なスマートテレビに対する取り組みというのはいろいろございまして。放送事業者主導では、ヨーロッパではHbbTV、Hybrid Broadcast Broadband TVとか、英国ではyouviewということが実際に今展開されています。HbbTVは、フランス、ドイツが中心になって展開しているところでございまして、放送からVODへの連携とか、VODプラスアプリサービスということで、日本から行ってHbbTVを見た人によりまして、日本のデータ放送のほうがよっぽど高度だなという話もございまして。

一方で、ネット企業主導では、もう有名になっておりますが、Google TVということで、各社アプリサービス、ネットコンテンツの検索ということが既に発表されております。

それから、メーカー主導というところでは、国内メーカーの共通仕様であるアクトビラで、VODプラスデータ放送との連携というのが既に図られておりますし、メーカー独自仕様としては、今年のCESでスマートTVという形で、サムソン、LG、パナソニックさんも出展されていたと思いますが、各メーカーが独自の仕様として出しております。

スマートTVというのは一体どういうものかということで、今まさに検討しておりますが、そのベースになる提案として、NHKさんが取り組んでおりますHybridcastをご紹介します。

Hybridcast の特徴は、①新しい放送・通信連携サービスということで、放送とネット双方の特徴を生かし、情報とコンテンツの価値を高めること、②緊急時の画像制御、放送コンテンツの保護や認証など、安全・安心のための機能を実装すること、③アプリケーションによる柔軟で拡張性のあるサービス提供が可能なこと、④サードパーティーがアプリを開発して提供することも可能ということでございます。

具体的なサービス例としては、通信からのコンテンツを合成して、放送番組をよりおもしろく、わかりやすく見るということで、多言語字幕とかマルチビューなどがございます。また、通信ならではのパーソナルなサービスや視聴者同士がコミュニケーションをとれるサービスと放送の連携ということで、番組推薦とかSNSということもございます。

さらに、携帯端末とかタブレット等の情報機器端末をテレビと連携させ、セカンドスクリーンやリモコンとして利用するというのも、スマートテレビのサービス例として挙げております。

Hybridcast は何を實現できるのかということで、今申し上げたような具体的な例を豊かに、便利に、みんなで、安心・安全ということで、これをHTML 5をベースとしたオープンプラットフォームの上でサービスしていくことを目指しているということでございます。

次のページでございます。スマートテレビにおける技術として、デバイスに依存しないプラットフォーム、HTML 5のブラウザと各種サービス・端末とをつなぐAPIを規定することにより、動画やオーディオを含むさまざまなマルチメディアコンテンツをブラウザとして視聴することが可能になります。ネットワークから来るものと放送から来るものが連携して、放送連携サービス、VODサービス及びSNSサービスという様々なサービスが連携した形でサービスされるというイメージをここでは書いております。

その背景にありますHTML 5対応ブラウザでございますが、スマートテレビの規格というのはHTML 5ブラウザに限るわけではないですが、大きなベースになると考えておりまして、今ここに焦点を当てて検討しているところです。動画、音声等の機能がブラウザ自体に実装されることにより、プラグインが不要になる。従来のブラウザは、デバイス、OS、ブラウザ、コンテンツということで、その間にプラグイン、例えばフラッシュでございますが、このプラグインを入れることによって、動画、音声等のコンテンツを再生できますが、HTML 5ブラウザでは、全てインストールしており、ウェブ技術による表現の可能性というのが高まるということでございます。

それから、パソコン向けの仕様からテレビ向けの仕様への拡張が実現することで、多様な端末のブラウザが共通化され、コンテンツのワンソース・マルチユース、各種端末間の連携サービスが容易になるというのがこのHTML 5対応ブラウザの特徴と考えています。

続きまして、スマートテレビに関する標準化の動向でございます。HTML 5対応ブラウザがイコールスマートテレビの技術仕様ではないということはお話ししましたけれども、かなり重要技術の1つということで、今ここに焦点を当てた形で進めております。現在、W3Cにおいて、テレビ標準に対応した次世代ブラウザHTML 5の国際標準化が進行中でございます。W3Cでは、これまで主にパソコン向けのブラウザに対する仕様について標準化を実施してまいりましたが、これからテレビ表示という、そういう意味ではWeb and TVという観点での拡張ということを検討していく予定でございます。具体的な議論は、W3CのHTML WGで行われておりまして、パソコン、携帯電話に加えて、テレビ向けのブラウザに関する仕様というのがこれから検討されていくということでございます。

放送事業者の動向ですが、現時点ではW3Cの会員は、BBC、NHK、コムキャストの3社でございます。ただ、日本では、次世代ブラウザWeb and TVに関する検討会というのが設けられておりまして、ここで放送事業者も入って検討を進めているということでございます。

スケジュール的には、今年の6月にWeb and TVに関するイベントというのを東京で開きたいということで、今準備中でございます。また、HTML 5は、2013年中には勧告候補というのを設定し、ここが特徴的なんです、デジュールスタンダードではございませんので、米印で書いてございますが、実装を2例以上持つことが必要ということで、実際に実装されたものを実証しながら、最終的には2014年の勧告ということで、今進められているところでございます。

続きまして、国内における検討体制でございます。まず、放送事業者、通信事業者等サービスの提供事業者が、サービス要求条件を検討しております。サービス要件に従いIPTVフォーラムで技術規格案というのを策定するという作業が今並行して進められております。この中から次世代ブラウザWeb and TVに関する検討会を通して、日本案のW3Cへの提案の戦略というものを検討していき、W3Cに提案していきたいということで今進めております。

この具体的な技術規格案を策定しているIPTVフォーラムの概要というのが次のペー

ジにございますが、2008年に、通信事業者、家電メーカー、放送事業者によって設立されました。理事長は村井先生でございます。組織図に技術委員会という記載がございますが、私が委員長を務めさせていただいております。その配下にHTML5のWGを設けて今検討しているところでございます。現在の規定の策定状況でございますが、各WGでスマートテレビに向けた検討がなされております。放送連携WGでは、昨年、放送連携サービスアプローチ仕様の第2版というのをつくりました。これは、BMLベースのデータ放送からIPTVへの連携ということで、これに関しては、今年の夏の早い時期か春の遅い時期か、その辺りで一部でサービスが開始されるべく、準備が進められていると聞いております。昨年の12月にHTML5-WGというものを設置いたしまして、HTMLベースで、プラグインなしにアプリを動作させるブラウザの仕様の策定ということを現在実施しております。

次のページに仕様の策定のイメージを書いておりますが、このHTML5-WGでは、次世代プラットフォームとしての放送・通信連携サービスの共通基盤技術の検討と仕様策定を実施中でございます。サービス要求の実現に必要な機能というものを丸印で示してございますが、これらは、実際にサービスするコンテンツ事業者、放送事業者などで必ずしも全部一致しているわけではございません。IPTVフォーラムでは、これらを含む技術仕様を規定したいと考えています。その中でも、現在、HTML5でプロポーザルになっている既存の機能、さらにHTML5で拡張していただきたい機能を検討会を通してW3Cに提案していきたいと考えています。

HTML5-WGでは、今年の5月を目処に、放送通信連携システム技術仕様のバージョン1.0を公開する予定になっています。また、技術仕様策定の成果を6月にイベントを開催し、見せていきたいと考えています。その後もさらに仕様の拡張についてWGでは検討作業を続けていきたいと考えています。

まとめでございます。スマートテレビは、国内外のネット事業者、放送事業者、メーカー等のそれぞれの立場から期待されております。また、動画・音声、アプリケーション実行に関する機能を取り込んだHTML5ブラウザを実装することにより、デバイスやOSに縛られず、コンテンツのワンソース・マルチユース、端末間の連携サービスが実現するというサービスでございます。W3Cにおいては、2014年の勧告化ということを目指し、HTML5ブラウザ仕様のパソコンからテレビの拡張について、現在検討がされておりますので、そちらにも提案をしていきたいということで、国内ではIPTVフォーラム

で、この提案を視野に入れてHTML 5ブラウザの仕様の策定に着手しているところでございます。5月にはバージョン1.0というのを公表したいと考えています。

このように、国内外、非常にハイスピードでスマートテレビの検討も進んでおりますので、我が国におきましても、官民の関係者が連携して、この技術の開発・実装を急ぐ必要があると考えております。

具体的な検討は、昨年12月からIPTVフォーラムにてWGをつくって検討が始まっておりますが、非常に早い進展をしておりますので、早目の対応が必要であり、今かなり力を入れて進行させているということでご紹介をいたしました。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、今の件についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしければ、本日のコピー制御方式に関するユーザーの調査結果、関係者からのプレゼンテーションに関しまして、全体を含めてでも結構ですので、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

【長田委員】 今日はとても遅刻してしまって申しわけありませんでした。

途中からしかご説明を伺ってないんですけれども、先ほどの河村さんと椎名さんのご議論のところも伺いながらずっと思っていたんですけれども、基本的に、権利者への対価の還元を実現するために、何ができるのかということ考えた場合、河村さんがおっしゃっていたように、ダビング10、特に地上放送に関して、その仕組み実現のために何か役に立っているかといえば、別に役には立っていない。グレーのゾーンが増える、悪質なことをする人があるといっても、それは多分、そう大きくダビング10がなくなったからってどうということでもないだろうなと私は予想しています。

そうだとすれば、むしろ、もともと権利者への対価の還元をどう実現していくのかという、きちんとその取り組みについて、考えていく仕組みづくりというのが本当に必要なんだろうなと思っています。

ただ、その中で、村井先生がおっしゃっていた、先ほど椎名さんのプレゼンのところでご紹介されていたところ、そういう意味ではないかもしれないんですけれども、ちょっとだけひっかかったところがありまして、結局、クラウドサービスでは、だれがどこで音楽を聞いているのかがわかる。これは、この後もずっとすべてのところに関係してくると思いますけれども、やはりそれができる、可能であるということと、プライバシーの保護の

問題というのをきちんと早い段階から考えて、プライバシーをきちんと保護しながら、その仕組みを利用して、何か対価の還元の実現というところを実現していかないといけないのではないかなと思いました。スマートテレビにしても何にしても、多分そうだと思いますし、個人の認証の仕方とか、端末を誰が使っているのかということの認証の仕方とか、いろいろ考えなければいけない課題はたくさんあると思っておりますので、その仕組みづくりや検討のところには、かなり幅広ないろいろな意見を持っている人たちが参加することが必要だなと考えています。

【村井主査】 ありがとうございます。だれがどこで音楽を聞いているかを把握できるということだとすると、プライバシーの問題が必ず出てきます。クラウドのサービスというのは、一般的にプライバシーの問題を考えなければならないというのは、おそらく、おっしゃるとおりです。しかしながら、それが一定の合意のもとで適切に管理されているなど、そういうことももちろん前提だとは思いますが、個人の利用履歴が広く明るみになってしまうという意味で言ったのではないですが、ただ、コントロールというか合意ができたときに、対価を払うようなメカニズムがつくりにくくなるかと言われると、多分そうではないのではとは思いますが、いずれにせよ、テクノロジーでできることはできる限りやっていかなければいけないなと思います。

それに関して、あとはどういう権利処理をして、どう対価を払うかというのは、やはり社会的な仕組みの問題ではないかと思っておりますので、そういう意味での技術の問題をお話したつもりでした。ただ、おっしゃることはそのとおりだと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。どうぞ。

【椎名委員】 今のプライバシーのお話というのは、実は当然ながら議論がある。消費者の皆さんがお嫌いな補償金制度ですけれども、家庭の中にまで、例えばあなたがこれを複製したんですかというところまで入っていくんですか、それは現実的じゃないですよという議論があった結果、補償金制度というものが考えられたという経緯もあるんですね。だから、その辺りをよく議論していかないとだめだと思います。

それと、ダビング10が対価の還元に関与しているかという話は、話の筋が違うので、ダビング10まで利便性を広げたところの対価は一体どうやって還元されるべきかという話であって、ダビング10が何か対価の還元に関与するわけではないんですよ。だけど、その座組みの中で、利用のアローワンスを上げましょう、でもその分はどう考えるんです

か？という議論がまだ終わってないということは言えるんじゃないかなと思います。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。

それでは、時間が参りましたが、いろいろなご意見、ありがとうございました。ほかにもまだご意見があるかと思しますので、またこれも事務局にお寄せいただきたいと思えます。今日、アンケート結果の報告があり、このデータが誰を対象に、どういう分析をして、何を理解できるのかということの議論や精査は、これからも必要ではないかと思えます。第一段階として、ダビング10に関する回数が例えば約3回だったということで、役に立っている・いないという、証明にはならないのではないかとはいえます。ただ、わかっていることは、こういう仕組み、つまり、10回まではダビングができるけれども、それ以上はできませんという仕組みですけれども、この回数が例えば、10回と決めたときには、3人ぐらい家庭にいて、それぞれ3回ぐらいダビングができれば利便性を失わないだろうという議論だったと思います。そのことの実態というのは少しわかったのではないかと。つまり、ユーザーが、今回の仕組みで不便を感じているという状況ではないということが分かったということは、アンケートとしての意味はあると思えます。

これが他のこと、例えば不正コピーの流通をとめているかどうかというのは、椎名さんがおっしゃるように、10回以上はできない仕組みが有効、一方、それを解除する仕組みが出来てしまったというご指摘がありました。先ほど高橋さんおっしゃったような、こういうことが起きてしまったというような話など、状況の分析、調査、理解というのは、更に進めていく必要があるのではないかとはいえました。

製作・流通の促進について、これは本委員会の諮問事項の1つですが、その中での不正流通対策、クラウドの発展、先ほどご指摘ありましたように、ここから先起こるであろうことを予感させるような話も幾つか、海外での状況も含めてあるわけです。スマートテレビも同様、今から始まる状況だということですので、今日はそういう状況を整理することが目的ですし、先ほど関さんのお話にあったように、非常に足が早く普及していくということも事実だと思います。

先ほども大体の方がご指摘されていたと思えますけれども、不正流通対策の中で正規化していくということ、つまり、非常に利便性の高いものが次々と出ていくというのは、速度が速い。つまり、広がっていくのはある意味の楽しみだと思いますが、楽しみが広がる

ということと、それが正規化、すなわち正しい、きちんとした対価が払われるような意味での正規化ができるようにするということが、アプローチとしては重要だということを皆さんご指摘になったのではないかと思いますので、その点に関しては、ある程度のコンセンサスがあるのではないかと思います。

そういう正規化とは異なることが幾つか起こってしまうので、新しいサービスが出た際には、いろいろな懸念があるということもご指摘いただいたのではないかと思います。これは、映像であっても音声であっても同じかと思えます。

いずれにせよ、そういう状況についてご説明をいただき、皆様からもいろいろな課題を含めてご指摘をいただいたのではないかと思いますので、今すぐにやらなければならないことは何か、あるいは、もっと時間をかけて議論すべきこともあるというご指摘もいただきましたので、そういうことの検討もあわせて、今後、取り組む必要があるのではないかと思います。

この委員会の設置は、平成18年9月ということで、非常に長い間、議論が続いている2つの諮問事項がありまして、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に関して行政の果たすべき役割」のうちの「デジタル・コンテンツ流通の促進」、「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」、これが諮問の内容ですので、これについての答申を委員会としてはまとめていく必要がございます。今後、この答申をまとめるという方向で審議をしていただく必要がございますので、こちらの議論のご協力をお願いしていきたいと思えます。

というわけで、答申のとりまとめに向けた議論が次回以降の我々の使命ではないかと思えます。本日は盛りだくさんではありましたが、そういった現在の動向としてコピーワンスのような、これまで私たちが議論して進めてきたことに関する評価の一環を議論いただきました。そういう意味で、大変重要なご報告あるいは議論をしていただいたと思えますので、発言の冒頭で申し上げたように、いろいろなご意見等、まだあると思えますので、適宜事務局にお寄せいただければと思えます。

私から以上でございますけれども、事務局はいかがでしょう。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 次回会合の日程でございますが、現在、5月上旬の開催を想定いたしまして、日程等、調整中でございます。詳細につきましては、追ってご連絡差し上げたいと存じますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、本日の会合を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上